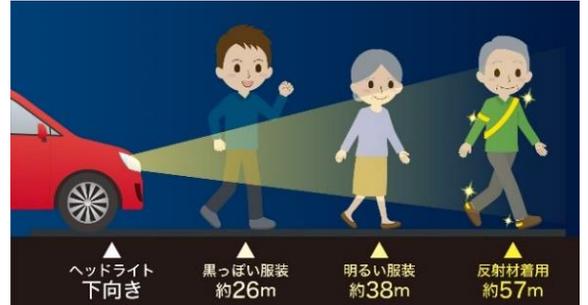


歩行者の安全な道路横断方法等の実践と 反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

【反射材用品等の着用推進】

- 夜間、車のドライバーから見える歩行者までの距離は、歩行者の**衣服の色**や**反射材用品**の着用の有無によって大きく異なります。
- 反射材用品として、**カバン・傘・靴・衣料品等**に使用されているものもあります。
日頃から、反射材用品を身に付けて、交通事故から自分の命を守りましょう。



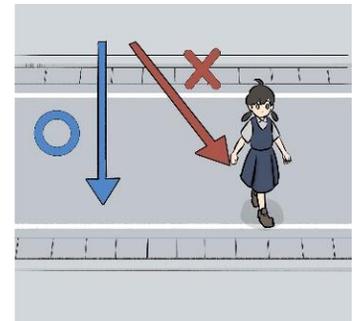
【歩行者の方へ】

- **夕暮れ時**や**夜間**に外出するときは、**反射材用品**や**明るい目立つ服装**（白っぽい色）を着用するなど、ドライバーから早く発見されるよう、心掛けましょう。
- 道路を横断するときは、横断歩道が近くにある場所では、必ず横断歩道を渡りましょう。
- 信号を守りましょう。**青信号**で道路を横断する時も、「**左右の安全**」を確認しながら横断しましょう。
- 歩行者が車に気付いていても、ドライバーは歩行者に気付いていないかもしれません。



ドライバーに対して「**手を上げる**」「**目を合わせる**」などして「**横断する意思**」を明確に伝え、必ず「**止まって、見て、合図を出して、待って渡る**」を実践しましょう。

- 危険な横断や無理な横断はやめましょう。
斜め横断は、車道にいる時間が長くなるので**危険**です。
また、車両の直前直後の横断は、ドライバーの死角から急に人が出てくることになるので**危険**です。



【高齢者の方へ】

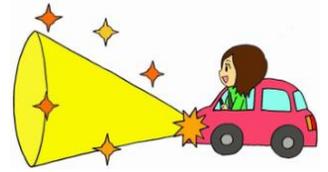
- 高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化に応じた**安全な横断**を心掛けましょう。
- 「**渡り切れるだろう**」という**思い込み**が、事故を招く場合があります。
- 高齢者の横断歩行時は、渡り始めよりも「**渡り切る直前**」の**事故が多い**ので、自分の体力を過信せず、通行する車両との距離を十分にとり、余裕をもって横断しましょう。

ながらスマホや妨害運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

【運転者の方へ】

- 日没時間が早まる秋口以降は、夕暮れから夜間の時間帯の交通事故が増加する傾向にあります。

また、秋から年末にかけて、歩行者が関係する交通事故が増加する傾向にあるので、道路を横断する歩行者には、特に注意しましょう。



- 夕暮れ時や夜間に運転するときは、早めのライトの点灯を心掛け、夜間の対向車や先行車がない状況や郊外の暗い夜道など周囲の状況に応じてハイビームを効果的に活用し、道路を横断する歩行者等を早く発見するようにしましょう。

- 横断歩道は歩行者優先です。

横断歩道に接近するときは、横断歩道の手前で停止できる速度に減速しましょう。また、横断歩道を渡ろうとしている人がいる場合は、横断歩道の手前で必ず止まりましょう。



- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。

- 運転中のスマートフォン等の通話や画面注視は絶対にやめましょう。

【高齢運転者の方へ】

- 高齢運転者は、加齢に伴う身体機能の変化を理解し、暗い時間帯の運転を控えるなど安全運転を心掛けましょう。

- 時間や天候を考慮した「補償運転（※1）」を心掛けましょう。

（※1）補償運転とは、加齢に伴う運転技能の低下を補うために、体調や天候、道路状況等を考えて、安全に運転することです。

- 加齢に伴う身体機能の変化や一定の病気等により、運転に不安を感じている高齢運転者の方やそのご家族は、安全運転相談ダイヤル「#8080（ハレバレ）」や最寄りの警察署にお気軽にご相談ください。



- 道路交通法の改正により、過去3年間に一定の違反歴（※2）がある75歳以上の高齢運転者が免許証の更新を受けようとするときは、高齢者講習と認知機能検査等のほか、「運転技能検査」の受検が義務づけられました。

（※2）一定の違反とは、信号無視、速度超過、安全運転義務違反、携帯電話使用等などの所定の違反（基準違反行為）

- 運転に不安を感じる方に対して、より安全なサポートカーに限定して運転を継続するという「サポートカー限定免許制度」もあります。

サポートカー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 自転車か特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は「車両」です。ヘルメットの着用を始めた「自転車安全利用五則」を守りましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。
- 特定小型原動機付自転車の正しい知識と交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。

【自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化（令和6年11月1日道路交通法の改正）】

- 運転中のながらスマホ
スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。※停止中の操作は対象外



⇒ 違反者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

- 酒気帯び運転および幫助
自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



⇒ 違反者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

- 「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。